

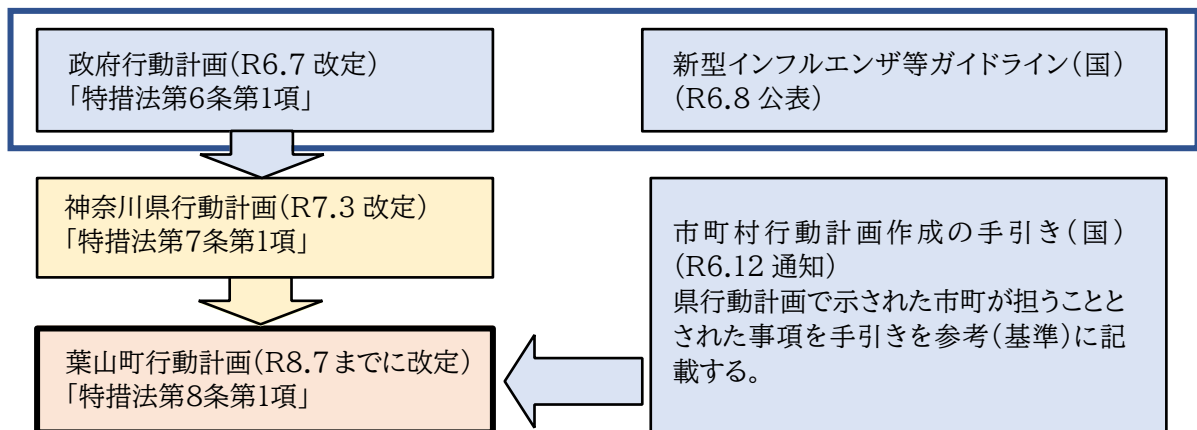
## 葉山町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

### (1)計画の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の新たな感染症危機発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機への対策に関する基本方針や各段階において実施する措置、関係機関の役割等を示す計画となっています。

町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、町内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置等を定めるものです。

### (2)計画の位置づけ



### (3)計画改定に至る経緯

本町では、2009年（平成21年）に町行動計画を作成し、2013年（平成25年）4月施行の特措法により、市町村行動計画が法定計画となったことから、特措法に基づいた町行動計画を2015年（平成27年）3月に作成しました。今回、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた、国、県の大幅な全面改定に合わせ、新たに、町行動計画の全面改定を行うものです。

### (4)対策の目的

#### ①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること。

町民への情報提供と啓発に努め、感染拡大の流行のピークを遅らせることにより、医療提供体制構築や、ワクチン製造・ワクチン接種体制整備等のために要する時間を確保し、医療提供体制への負荷の軽減を図ること。

#### ②町民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

感染拡大防止対策等の実施にあたり、地域経済活動への影響が最小限となるよう努めること。

## (5)計画の構成

新型インフルエンザ等対策の主たる2つの目的である、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」および「町民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、町は、以下の7項目を行動計画の基本的な柱としています。

〔基本的な7項目〕

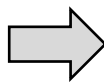
1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン接種
5. 保健（発熱外来・検査体制・生活支援）
6. 物資
7. 町民の生活と地域経済の安定確保

## (6)計画改定の概要

- ・対象とする疾患を「病原性の高い新型インフルエンザ等」から、「幅広い呼吸器感染症」へ。
- ・時期区分を「未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期」の5期から、「準備期、初動期、対応期」の3期へ変更し、基本的な7項目について、各時期毎の対応等を定めています。

【改定前】

未発生期	発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、接触歴が疫学調査で追える状態
国内感染期	国内で新型インフルエンザ等の接触歴が、疫学調査では追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少した時期



【改定後】

準備期	発生前の段階
初動期	国内発生を含め世界で新型インフルエンザ等の可能性がある感染症が発生
対応期	国内発生当初の封じ込め段階
	感染拡大し病原体に対応する時期
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	特措法によらない対策可能な段階

## (7)独自項目の記載

作成の手引きでは特に示されていない、新型コロナ対応時に本町で行った事業などをコラムとして記載すること、また、タイムラインを記載することで、感染症危機が発生した際に、これらを参照しながら、新型インフルエンザ等対策の戦略をいち早く確立することを目指します。